

平成19年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成19年6月14日

招集 場所 野洲市役所議場

応招 議員
 1 番 三和 郁子 2 番 矢野 隆行
 3 番 梶山 幾世 4 番 内田 聡史
 5 番 奥村 治男 6 番 藤村 洋二
 7 番 川口 東洋 8 番 西本 俊吉
 9 番 本田 章紘 10 番 田中 良隆
 11 番 藤下 茂昭 12 番 中島 一雄
 13 番 田中 孝嗣 14 番 中田 幸子
 15 番 小島 進 16 番 野並 享子
 17 番 小菅 六雄 18 番 鈴木 市朗
 19 番 原田 薫 20 番 田中栄太郎
 21 番 林 克 22 番 荒川 泰宏
 23 番 河野 司

不応招議員 24 番 秦 眞治

出席 議員 応招議員に同じ

欠席 議員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	副 市 長	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
監 査 委 員 長	米澤 博	政策推進部長	山中 清嗣
事 務 局 長		総 務 部 長	北口 守
政 策 推 進 部 次 長	高田 一巳	都 市 建 設 部 長	島村 平治
市 民 健 康 福 祉 部 長	田中 正二	教 育 部 長	南 喜代志
環 境 経 済 部 長	山田 和広	総 務 部 次 長	東郷 達雄
総 務 部 次 長	前田 健司	都 市 建 設 部 次 長	堤 文男
市 民 健 康 福 祉 部 次 長	新庄 敏雅	教 育 部 次 長	船橋 登志夫
環 境 経 済 部 次 長	竹内 睦夫		

広報秘書課長 富田 久和

総務課長 中島 宗七

企画財政課長 佐敷 政紀

出席した事務局職員の氏名

事務局長 山中 重樹

事務局次長 井狩 重則

書記 赤坂 悦男

書記 辻 昭典

議事日程

第1 諸般の報告について

第2 会議録署名議員の指名について

第3 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

議長(田中栄太郎君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

議長(田中栄太郎君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員23名、欠席議員1名、欠席議員は24番、秦眞治君であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、6月12日と同様であり、配付を省略しましたので、ご了承願います。

(日程第2)

議長(田中栄太郎君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第22番、荒川泰宏君、第23番、河野司君を指名いたします。

(日程第3)

議長（田中栄太郎君） 日程第3、きのうに引き続き、一般質問を行います。

一般質問一覧表のとおり、順次発言を許します。質問にあっては簡単明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第15号、第18番、鈴木市朗君。

18番（鈴木市朗君） おはようございます。

本日のトップバッターということで、きのうに質問させていただけるかなと思っておりましたが、中1日置きまして、何か気の抜けたような感じで質問台に立たせていただいております。

近畿地方、また滋賀県においては、今日から梅雨入りということで、本日も雨が降っております。先般、秦議員と話をしておりましたが、既にご承知のとおり、野洲川ダムにおいては貯水量が50%を切っておるといようなお話をさせていただいたことがあります。40%を切っていくと、我々が営んでおります、特に今、水の必要な農業に関して、非常に大きな影響が出るものだと私は思っております。この梅雨の雨を機に、野洲川ダムの貯水量がふえることを私は望んで、今回の一般質問にあたりたいと思います。

まず、今回2点質問をするわけですが、まず1点目の図書館の運営についてを先に質問させていただきます。

先般、私、5月の末でございますが、市民から通報を受けて図書館の庭園、そこが非常に荒れているということをお聞きいたしまして、私、調査にまいりました。市民の通報どおり、図書館の庭園にはカラスノエンドウ、あるいはその他の雑草が生い茂り、また中にあるビオトープ、決して機能を果たしていない状況でございました。そこで、市長もこの中でこうしたいいの出しておられますね。市長の顔がぼんと写って、その中で、この施設は約7年の取り組みの経過を踏まえ、住民活動の交流拠点施設として、ほほえみ情報交流センターという位置づけ、あるいは建物に関しては味わいのあるれんが外壁と吹き抜け空間のある特徴的なデザイン、この特徴的なデザインというのは、ちょうど中世ヨーロッパ、ルネサンス後期のバロック建築に似たような感じであると私は理解をしております。そうした中で、住民活動の広がり新たな活動が芽生えることを願っているということ、この中で人と地球に優しい建物ということで、市長はきっちりとうたっておられます。そこで、私が庭園を見させていただいたときの感想は、市長が今までずっとこの図書館に関しては皆さんに誇れるということをおっしゃっていました。県下でも類がないということをおっしゃっていました。そこで、私が思いついたのは、鳴り物入りの図

書館庭は草に埋もれて機能なしというような川柳を1句つくりました。そのとおりでございます。図書館は長年の遍歴を経まして、約7年間ですね。7年間の遍歴を経て完成したものでございます。ちなみに、当初、振り返ってみますと、1993年図書館構想委員会たるものがこのときに発足したわけですね。そして、大まかに過程を説明いたしますと、1997年6月23日、新図書館建設検討委員会が設置されて、ここにいらっしゃいます議会事務局長の山中重樹さんがこの設置委員のメンバーに入っておられます。それから、1998年6月にほほえみリーディングプロジェクト策定業務を委託されております。また、1999年1月28日には、新図書館建設ワークショップが8回実施されております。そして、いよいよ2000年11月27日には起工式を迎えております。2002年3月26日は竣工、2002年8月1日にはいよいよ開所の運びとなっております。2002年8月1日開所以来、その図書館庭園に関して、私はどのような維持管理をされていたのか。5月の末に私が図書館を調査に行ったとき、もう見るすべもなかったですよ、庭園は。それで、ちょうど私が行ったときにシルバー人材センターの方が草引きをされていました。これだけの立派な庭園をつくりながら、なぜこのような形で放置されていたのか、それを私は疑問に思っております。図書館に来られる親子連れの方が、雑草がないときには芝生の上で親子共々が図書を広げながら、そこで図書に親しんでおられた。ところが、この春からそうした実態がないのですよ。ないということは、そうしたことが雑草でできないのですよ。あれだけ立派なものをつくりながら、ピオトープは機能していない。それをどう思われるのですかね。市長は、そういう施設をつくれるのはいいのですよ。施設を見に行って、手だてを考えられたことがありますか。これは図書館に限りません。すべての施設です。

そこで質問をいたしますが、まず最初に、こういう事態を防ぐためには植物の生態系をとらえて、どうしたら雑草が生えない、少なくなるか、そういうことをお考えですか。植物の生態系を、まず言ってください。5月の末に除草されているのは、全部種子が乗ったものを除草されているのですよ。種を落としているのですよ。これから、また夏に向かってきます。当然、これから夏草が生えてきます。植物の生態系をきっちりとらえながら除草していけば、3回するのを2回で済む、5回するのが3回で済む。違いますか。種を落とすだけでは、次、また来年の春には生えてきます。種まきしているのと一緒ですよ。まず、その植物の生態系をどうのように考えて、そういう除草作業に臨んでおられるのかお聞きしたいと思います。

それと、2002年8月1日開所時よりの年次別庭園管理費の報告をしてください。そして、また庭園管理費の中で除草作業を何回されたのか。そうしたものを報告してください。それと、遊歩道部分の庭園面積、そしてビオトープの面積。ビオトープなんて、私が見に行ったときは、柳の木が生えて見る影もなかったですよ。蛍がすむせせらぎのある小川、そんな面影がなかったですね。柳の木が生えて。今すんでいるのは何やと思います、市長。カエルですよ。ちなみに、参考のために申しておきますが、この植栽工事は4,350万かかっているのですよ。庭園で4,350万かかっているのですよ。その中で実のなる木、ビオトープをつくり、小鳥や蛍等が集まる環境をつくる。全くでたらめですね。うそですね。うそをついたらだめですよ。かい性もないのに、それだけいい、立派なものをつくらないほうがいいのですよ。かい性があればつくってもいいのですけど、維持管理のできないものを、どうしてそういうようにされるのですか。

そして、もう一つ、驚いたことがあるのですよ。私はずっと見に行ったときに、逆立ちして読まないことには読めないものがあるのですよ。何だと思います。各樹木に木の名前が標本として張ってありますね。その標本が逆さにあるのですよ。逆さに。逆さにあるから、私、読めないですわね。それで、逆立ちして読んだのですよ。そうしたら、その名前が、逆立ちして読んでいるから定かではないかもわかりませんが、フィリピンカマジョールという木なんですよ。プレートが逆さまになっているのですよ。これは、南側に大きなヤマモモがあります。その木はその奥にあります。開所以来、ずっと逆さまになっているのですよ。これだけの職員さん、図書館員さんがいて、そんなことを気づかないというのがおかしいですね。そういうような実体があるのですよ。そういうことをどう思っておられるのです。図書館に関してはこれだけで終わります。

次に、野洲市の生活環境を守り育てる条例の改正案についてお尋ねをしたいと思います。さまざまな条例に関して、第1章総則から第5章罰則までの素案ができていますね。これはあくまで素案ですから。市長は当然、今までから協働のまちづくりというのを提唱されておりますが、この素案を見る限り、行政が果たす役割というのが1つも書いていないですね。行政はどうされるのでしょうかね。ここで、まず市長に1点お聞きしたいと思います。ちょっと年度は定かでないのですが、合併前後だと思いますが、一遍、市長、庁内挙げて早朝に1時間余り道路清掃をされたことがありますね。ありますね。あれは、1回きりの花火ですか。市長のパフォーマンスだったのですか。あれは継続性がないですね。あれはどういうことなのですか。継続性のないようなものは、最初から花火だったらやめる

方がいいですよ。それは1回でもすれば、それにこしたことはないんですが、やっぱりパフォーマンスというのね。そういうことについて市長、またお尋ねしたいと思います。それぞれに考えがあると思いますので、私は、あれは継続性のあるものだと思っておりましたが、残念ながら1回きりで終わりました。

それで、この素案の中で、例えば市道、市有地、市管理物件に対する、その対処、市民だけにはこういう罰則規定を設けてやりなさい、やりなさい、やりなさい。では、行政はいったい何をしているのだと。きのうも、ある場所の市有地を見てまいりました。腰丈ぐらいに雑草が伸び切っております。その場所は、住宅の中でございます。そうした現状を踏まえながら、こういう素案に臨んでいく。いったい、行政は自分ところのことを何も目的に関してうたっていない。行政のすべき立場、そういうものはいったいどのようにこの素案の中でうたっているのですか。そして、この中で、当然罰則はそれでいいですよ。みんな、やっぱり環境を守り育てていかなければだめだという意識はあるのです。例えば、市道、久野部の高架のロータリーの久野部寄り、和田寄り、あそこの交差点。そして、市三宅北桜線の道路局がしたあの部分の雑草。きれいなサツキが植わっておりました。60%枯れておりますよ。だから、行政のする責務については何も触れていない。それは行政の身勝手というほかならないと思うのですよ。そして、まず申し上げておきます。市の管理物件だけじゃなしに、例えばその中には県道もあります。国道もあります。JRもあります。そうしたときの改善命令は、市長名で出していかなければならないわけです。当然ね。市長名で出した場合、改善命令ですから、どのような形で出すかですね。当然、この素案ができている限り、ひな型があると思うのですよ。だから、そのひな型をやっぱり、今ここできっちりと提示してほしい。ここに傍聴に来られる方のお話ですと、墓地公園の管理体制、これも問題があるのですよ。墓石を買ってきちっとされているところは、それなりの手入れをされている。ところが、墓石は買って墓標が建っていない、石が建っていない。管理費は6,000円いただいている。その他に、市が売れ残りの部分がある。そこは雑草がいっぱい生えておるのですよ。そういうような話も聞いております。

そこで、市有地の面積と市道の延長距離、そしてまた、県道の延長、国道の延長、JRの延長をお伺いして、最初の1投目の質問とさせていただきます。

質問には、きっちり答えてくださいよ。

議長（田中栄太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） おはようございます。今日は3日目の朝でございます、馬

力を出して頑張っていきたいと思います。

朝、早々に1つパンチをいただいたようなことで、はっきりとしましたのでお答えを申し上げます。

図書館の問題でございますが、これはおっしゃるとおり、れんがづくりにしようという発想は業者の提案でしたが、それなら守山駅前の赤れんがじゃなしに、どこかいいれんがないかというときに、ドイツに、おっしゃるように、いい田んぼから出た、田舎でつくった、農家がつくったれんががあるんだと。だから、私はドイツと聞いて、ご承知のように銅鐸がケルンのアジア博物館に行っています。片隅に置かれて、かわいそうにむすっとしているんですが、だからわかった、銅鐸が行ってるのだから、向こうの土を持って帰ってこいと。こういうことで、そのれんがを買ってくれと言うて、あれはドイツの農家がつくったれんがなのです。だから、いうなら、規格は合っているのだけど、肌が余り立派な肌じゃなしに、むしろその方が風格があるように見えるのですが、そういうれんがでございます、あれは言うなれば立派な建物であると思います。

そこで、ピオトープをつくって、木を植栽して、自然豊かな、しかもあそこは新幹線がぱっと通るので新幹線が見えないように、そういう自然をつくろうということで、わざわざああいう庭園をつくっていただきました。おっしゃるように庭園は立派な庭園なのですが、申しわけのない、後の管理ができてないと、こういうことでございまして、このことはやっぱり十分反省すべきことだと思います。せっかくつくった立派な自然の環境を、そういうことにおいて図書館の価値も、やっぱり多くの皆さんが利用されている中でそういうことができるといことは非常に残念な思いです。

それと、もう一つ、生活環境を守り育てる条例に関連して、一遍職員が出て道路を掃除した、これはパフォーマンスか、一遍きりかという。一遍きりなのです、これは。合併をする前に、これは旧野洲町の議員さんもお承知だと思うのですが、合併をするに汚点を残さずに、有終の美をもって合併をしていこうと。だから、不法投棄、道路に雑草の生えているところをみんなで一遍1日かかって掃除しようじゃないかと。そして、不法投棄してある、辻町の例えばダムのあるところに冷蔵庫とか、いろんなものを捨ててありました。そういうものも拾いました。それを1日かかってやろうというのが、あの職員全員が出て1日かかって掃除した、これなのですから、おっしゃるように継続はございません。最後、旧野洲町を閉町するについて、美しく汚点を残さずに、有終の美をもって合併をしようじゃないかということでやったのがあれなのですわ。だから、続いてないとおっしゃっても、

続いてない。ただ一遍きりのものでしたけど、あれによってまちがきれいになった、不法投棄を、あらゆるものを拾った。こういうことでやったものでございます。おっしゃるように市の管理地、あれは物件の今後、あるいは今現在の管理状況は十分でないと思います。こないだの部長会でも、この意見とは関係はないのですが、琵琶湖一斉清掃が、この野洲学区をやられるときに、駅前の方が出て掃除しはるから、少なくとも市役所の庭園は職員が出て掃除と一緒にしようじゃないかというようなこともしゃべったことを覚えているのですが、やっぱり、そういうようにおっしゃっていただくように、そういうものはみんながきれいにしていくという、平素からの管理意識を持たないといけないと、こんなふうにも考えておりますので、ご指摘をいただいたことについては多く反省すべき点もございしますので、心して取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。細部については、担当の方からお答えを申し上げます。

議長（田中栄太郎君） 教育部長。

教育部長（南喜代志君） おはようございます。

ただいまの鈴木議員の図書館の運営に関わりますご質問にお答えを申し上げます。野洲図書館は、ご承知のとおり平成18年度には70万冊を超える図書等の貸し出しで多くの市民に利用され、親しまれる施設として定着をしております。議員ご指摘の庭園部分につきましては、面積は4,820平方メートル、緑化面積として確保してございますが、毎年春から初夏にかけて、雑草が生い茂る繁茂時期に合わせて、草刈りと除草を実施をいたしております。今年につきましては5月21日からシルバー人材センターに委託をいたしまして、これを実施をいたしまして6月2日に完了をいたしております。

なお、平成14年度以降、今日までの草刈り除草経費の推移を申し上げます。平成14年では62万円でした。平成15年では76万8,000円でございます。あと、16年、17年と76万8,000円と来るわけです。18年度に53万円、19年度には43万9,000円、こういうふうな経費の推移でございます。今後とも図書館の敷地、あるいは施設、庭園の部分の適切な維持管理に努めてまいります。

以上、お答えといたします。

議長（田中栄太郎君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） ただいまの鈴木議員の質問の中で、野洲市の生活環境を守り育てる条例の改正素案に関連いたしましての点についてお答えいたします。

まず、条例の方で行政が果たす役割を書いていないという点と、それから市の方で市有

地、市の管理物件についてどうなのかというようなご指摘があったかと思えます。

まず、野洲市の生活環境を守り育てる条例の改正素案につきましては、ご質問にありましたとおり、昭和61年に制定・施行しました野洲市の生活環境を守り育てる条例につきまして、その後の社会情勢の変化や関係法令の整備を踏まえた改正を検討しております。現在は、条例改正の素案という形でホームページで公表いたしまして、市民からの意見を募集しているところでございます。

この条例につきましてでございますけれども、市の役割ということでご指摘がございました。市長がこういった、例えば勧告を行うとか、指導を行っていくようなことは書いてございますけれども、多分、鈴木議員のご指摘にある市の役割というのはもっと大きな、市の果たすべき全体の役割ということでご指摘があったのかと思えます。市の行うべきことというのは、何もこの条例がすべてではございませんで、過日議論もありましたとおり、総合計画や例えば環境計画といったような計画をつくりながら、それに伴って行政の施策を打っていくというようなこともやってございます。例えば、総合計画の中では緑化を取り上げますと、保全意識の向上をやっていくんだというようなことも書いてございますし、例えば環境基本計画にありましたら、今申しました例えば緑化の関係で言いますと、町なかの緑をふやすということに関して行政も率先行動をしていくんだというようなことも書いてございます。

そういった中で、この条例についてはどういった位置づけにあるかということをお申し上げますと、条例の目的といたしましては豊かな自然環境及び良好な環境の保全という野洲市の環境基本条例に掲げております基本理念がございまして、これにのっとりまして、環境保全のために必要な規定を設けて、市民の健康保護及び生活環境の保全並びに市の健全な発展に寄与するというための条例ということにしております。

具体的にはどういうことが書いてあるかと申しますと、例えば緑化につきましては、市長は、市民及び事業者が緑化を行うことについて、積極的に取り組むよう普及啓発に努めなければならないというような規定がございまして、先ほど土地の管理の話が出ましたので、土地管理についての規定を申しますと、まず、危険状態というものを雑草及び樹木が繁茂し、廃棄物が不法投棄され、または当該土地の所有者等の所有物、廃棄物等が堆積もしくは散乱し、火災、犯罪もしくは病虫害が発生し、周囲の生活環境に影響を与え、または与えるおそれのある状態というふうに定義をいたしまして、空き地または使用地に係る土地の所有者等は、所有管理または占有する土地が危険状態にならないよう土地の適正管理に

努めなければならないというふうに定めております。先ほど議員も言及されましたが、それに対して市長の方が空き地または使用地が危険状態になるおそれがあるというときには、その土地の所有者等に対し雑草等もしくは廃棄物の除去、その他必要な措置を講じるよう勧告することができる等々の規定を設けてございます。こういった条例を定めることによって、市の生活環境を守り育てていくということを進めていきたいという考えのもとに定めてまいりたいというふうに考えているものでございます。ですから、行政の一部をこの条例において担っていきたいということで考えておるものでございます。

それから、あと市長の、今申しましたような改善命令についてひな型を提示してほしいということでご要望をいただいていた。今回の条例は、市民の方からお寄せいただくいろいろな意見、苦情等も含めて、また、もっとこうしてほしいという意見を踏まえてつくっているものでございまして、今でもそういった空き地の管理等については指導を行っております。その中では、ごくシンプルに所有地等の管理をきちんとしていただきたいというような、ごく簡単な文面で所有者の方に郵送でお送りして、管理をお願いしているというところでございます。

以上、私の方からは以上でお答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 暫時休憩。

（午前9時33分 休憩）

（午前9時35分 再開）

議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

総務部長（北口 守君） おはようございます。

それでは、私の方から、お尋ねのございました市有地の管理、私どもの管理しております面積でございます。301万6,716平方メートルでございます。それから、JRの延長、これは琵琶湖線と新幹線ですが、それぞれ約7キロずつということでございます。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 都市建設部長。

都市建設部長（島村平治君） 鈴木議員の道路関係の延長でございますが、市道につきましては330.6キロということで、国と県につきましては、ちょっと今調べておりますので、後ほど報告させていただきますので、ご理解よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 教育部長。

教育部長（南喜代志君） 申しわけございません。2点のご回答漏れがございます。

1点目の植物の生態系をどう考えているのかと、こういうふうなご質問でございます。通常でございますと、春に新芽が出て花が咲いて、そして秋に結実をして実がなって、それが落ちるわけでございます。通常、17年度の場合でございますと、春、夏、秋の3回除草をいたしまして、秋も相当種が落ちるまでに1回草刈りをしておきますと、次の年に、春先は草が余り繁茂しないというふうな状況でございますと、割とそうした面では効率的な除草なり、維持管理ができていたのかなと、このように考えておりますが、18年度につきましては6月23日から7月12日で1回、そして11月1日から22日で2回の除草をいたしました。都合、11月22日以降は半年間間隔があいてしまいました。そうしたこともございまして、今年の春の雑草の茂り方といいますか繁茂が激しかった、著しかったとこのように感じております。

それと、2点目のご指摘がございましたフィリピンカマジョールという植物の表示の板が逆さまになってございました。申しわけございません。早急に、きちっとした形に直して保守をしたいと考えております。

以上、お答えといたします。

議長（田中栄太郎君） 都市建設部長。

都市建設部長（島村平治君） 資料が届きましたので、申しわけございません。国道につきましては7.7キロメートル、県道につきましては54.2キロということでございます。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 鈴木市朗君。

18番（鈴木市朗君） まず、図書館から再質問したいと思います。今、教育部長がおっしゃいました植物の生態系ですね。これは、今説明されたのは、例えば果実とか稲とか、そういうものの話をされているのですよ。雑草の話じゃないのですよ。植物には、必ず栄養成長期と生殖成長期という2分類に分かれるのですよ。これを私、教えておきます。生殖成長期というのは、その植物が春に生えてくる、そして、穂をつけるまでのものを、穂をつけるというのか幼穂を形成する、種の乗る前、種を形成する前を栄養成長期というんですよ。生殖成長期というのは、それから後、実になり種になり、一人前の種子をつける、その過程を生殖成長期というのですよ。これだけは覚えておきなさい。ですから、雑草の

場合は、春に生えたやつは必ず今の5月の末に結実するのですよ。種になるのですよ。だから、種になる前に除草しなさいと。そうしたら、来年その種は落ちないから、来年春に生える草は少なくなるのですよ。そしてまた、夏草ですね、これ。草は二毛作、三毛作いくのですよ。夏草は、これは夏に生えて秋に実をつけます。これも春草と同じ過程で栄養成長期、生殖成長期を迎えて種を落とすのですよ。だから、その植物の生態系をきっちりとつかまえて能率的に作業をしていけば、こういう結果にならなくて経費も安くつくのですよ。これだけの職員さんのおられる、農政課のスタッフもおられる、技術者もおられる、そういう中でこんな簡単なことをもっともっと能率よく、効率的にやっていくのが行政の仕事だと思えますよ。わかりますか。わかってくれたら、それでよろしいです。

そして、ビオトープの今の現状ですね。蛍が飛び交うというようなイメージで出されておりますが、蛍も、もうここ1週間前からぼちぼち出ておりますが、果たしてそれが今、蛍が飛んでいるのでしょうかね、あの状況で。私が見に行った限り、蛍が卵を産んで生活する場所じゃないですね。ビオトープのぐりには丸い石が敷いてきれいになっております。でも、その石の中にはスギナだらけです。もうあれは絶やすことができないですよ、あのスギナは。そして、池の中には柳の木が何本か生えていますね。その柳の木の生えている現状を私が見に行って、その後、おととい私が見に行ったら、そのビオトープの中で刈ったもの、引き抜いたものを、図書館の東側の芝生の上で乾しておられますね。あれはどういう現状なのですか。一般の方が見られて、これは何をしているのということなのです。そして、立派な高麗芝を植えていますね。高麗芝なんて、どうなのですか。3分の2枯れていますよ。4,300万もかけた、あの庭園の高麗芝。市長、ゴルフ場みたいに立派な芝でなくていいのですよ。ご覧になってください。除草された後、3分の2の高麗芝が枯れております。そうしたもののこれからの維持管理、また、そういうものに関してどういように取り扱われるのか。やはり市民の皆さんが来られて、ここはよかったと言われる、そういうような庭園にしてほしい。再度、質問を求めます。

それから、野洲市の生活環境を育てる条例の改正案、これは部長、いろいろと中身の説明をされてもらったのですが、こういうものは私ども、議員全員いただいておりますので、そういうことはわかります。総合計画の中でうたっておる、環境計画の中でうたっておるということでございますが、うたっているだけでは何もならないのですよ。現実に、今まで行動、アクションを起こしたことがありますか。聞くところによれば、市有地なのか、またその市道部分、あるいは都市公園の部分について、市民の方から要望があれば、職員

のスタッフの皆さんが本当に汗をかきながら除草作業をしていただいている、それは一部なのです。そういうこともお聞きして、本当に職員さんには気の毒な目をしてもらっているなという思いはあります。でも、やはり、この計画をつくった以上、予算措置というのは必ずついてくるでしょう。予算が。ただでいいかないのですよ。市民に手本を示すべき行政が、市三宅北桜線の道路局、あるいは久野部のロータリー、和田のロータリー、あんなことをして果たしていいのですか。片や、東側に行けば野洲サルベージ。名前を出して申しわけないのですが、美知メセナですか。民間がされているところはきれいにしているのですよ。行政の受け持ち部分というのは、先ほど墓地公園の話もいたしました、ああいう無残な姿になっているのですよ。これが現実なのです、行政がやっておられることの。そういう部分について、やはりそれなりの予算とそれなりの覚悟をもってやっていかなければならない。そしてまた、国道、県道、JRでもそうなのです。野洲のちょうど十輪院からJRの下をずっとくぐって行って、ガードのところまで行きますね。だから、守山方面から来たJR沿線を見てごらんください。カラムシが腰ほどばっと生えてます。県下一斉掃除のときに刈ったり、JRも刈りますよ。そして、万葉台付近のさくにいけばいつの草が絡んでおりますよ。そんなので全部住民の皆さんがされるのですよ。だから、JRに対してでも、やはりきつそう改善命令を出していかなければならないのですよ。国道にしてもそうです。特に、JR沿線、国道沿線なんかは農作業をしている、農業を営んでいる者に対しては害虫がわいてしょうがないのですよ。稲の虫、さまざまな虫がおりますよ。あそこは一番越冬するいい場所なのです。だから、そういうことをきちっと踏まえて対応されていかなければならないという思いを持っております。それに対しての回答を願います。

議長（田中栄太郎君） 教育部長。

教育部長（南喜代志君） 鈴木議員の再質問にお答えを申し上げます。

図書館のこれからの維持管理をどのようにしていくのかと、こういったご質問でございますが、先ほどご紹介いただきました開館当初のそうしたコンセプトなり考え方がきちっと生かせるように、いろんな面できちとした、適正な維持管理に努めてまいりたいと考えています。そうすることによりまして、市民の皆さんが図書館へ来られて、例えば気候のよい時期には芝生の上で楽しんで読書ができる、そうした環境づくりにつながっていくものと、このように考えております。また、先ほどご指導いただきました夏草の特性でありますとか、あるいはいろいろな雑草の特性につきましても、そうした特性を知ること

よりまして効率よく、あるいは能率的に除草の作業、あるいは草刈りの作業が効率的に取り組めるように、今後とも工夫をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

議長（田中栄太郎君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

先ほども申しましたが、所有管理または占有する土地が危険状態にならないよう土地の適正管理に努めなければならないということは、民間、役所、事業所等にかかわらず適用していきたいというふうに考えてございます。また、管理が不適正な場合、市長の方からその改善を勧告するという事も相手に同じように適用していきたいと考えてございますので、市長が市長に改善勧告をしないように努力していきたいと思っております。

以上でお答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 暫時休憩。

（午前9時50分 休憩）

（午前9時52分 再開）

議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

都市建設部長。

都市建設部長（島村平治君） 特に、私の方では道路、河川、いわゆる広範囲にわたって整備があります。そうした中で、今までどおり、やはり市長も言われておりますように行政でできるものは行政、地元でできるものは地元ということで、そうした形で今まで、今日まで自治会で河川愛護あるいは道路愛護、そうした取り組みをしていただいております。それを生かしながら、行政もできる限り今後、この環境条例に基づいた維持管理に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 教育部長。

教育部長（南喜代志君） 恐れ入ります。先ほどの柳の木の件でございますが、重量を軽くするという意味で堆肥化して軽くして、ごみの排出量を少なくするとういうふうなことで乾しているということでございます。また、最近も確認をしておりますが、ビオトープの蛍の状況については、大変たくさん飛び交っております。またご覧をいただければと思っております。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） いろいろと提言なり、質問をいただきまして、それぞれお答えを申し上げたのですが、やはり基本的にはまちづくり基本条例をつくり、あるいはまた生活環境を守る環境条例をつくったりして、環境を基本にしながら生活の安全を図っていかうというねらいでございますので、いろいろと提言をいただきましたけれど、これからそれぞれのまちづくりの中で、協働したまちづくりと申し上げておりますので、危険を伴うJRのさくの中や国道の草とか、そういうものは別にしましても、我々が作りましたミニポケット公園とか、いろんなそういうもの等については、例えば久野部、こちらは和田がありますし、これからも市三宅北桜線でもできていくわけなので、そういうものはやっぱり地元の皆さんに協働でまちづくりですから出ていただきまして、自分らの地域は自分らで守っていくというような気持も必要であろうと。それがためには、おっしゃるように公の施設、公共施設は建物だけの管理が与えられた管理権じゃなしに、敷地全体を管理するという観点に立てば、市役所の前に草が生えているじゃないかと。図書館のところのビオトープがつぶれて、草が生えてあるじゃないかと。そういうことは、やっぱり管理する者の責任の中で管理をしていくような方法をやっけないと、何でも人に頼むということではいけないと思います。ただ、技術的には鈴木さんもお承知だと思っておりますが、松が植えているとか、いろんなそういう技術を要する植物のはさみを入れたりするのは、これは専門家にお任せしないと、私、よく言うんです。2年に一遍ぐらいは玄人にはさみを入れてもらわないと、木の成長をとめるよと。例えば、松なんかそうでしょう。よくご承知だと思っております。伸びようとしている枝をとめることによって、木が枯れていたり、縮んでいたりするので、そういうことは技術者をお願いするにしても、雑草とかそういうものは管理する職員の中で手入れをしていこうと。そのことが、地域に出て行って、地域の皆さんもそういう道路の草引きとか、いろんな公園の草引きもしてもらえるように、それがこれからのまちづくりの基本になっていくのではないかと、そんな思いもしますので、できるだけそういう方向で取り組んでいきたいと、こういうように思いますので、ご理解をいただいて、最後の答弁にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 鈴木市朗君。

18番（鈴木市朗君） 図書館については、やはり4,300万の経費をかけて、あのような立派な庭園をされたわけです。さまざまなことを申し上げました。部長に対して無

理難題ではないですね。これは当たり前のことだと私は思っておりますが、今私申し上げましたことをきちっと約束してもらえるのか。やはり、庭園機能としてもとに戻せるのか。いつにもとに戻せるのかということをお約束してもらえますね。これは市民の財産ですから、あなたたちはそれを管理するやっぱり義務があるのですよ。それを約束してもらえるか、回答をここで願います。

それと、野洲市の生活環境を守る条例ですね。さまざまなことを申し上げまして、市長は住民の協力を得ないとできないということでございますが、私ども、例えばアンダーパスが出た道路局の方でも、年2回やっているのですよ。行政の人は何もやらないのですよ。今見ていたら。例えば、行政の職員さんが土曜日、日曜日でも、ちょっとでもやっておられれば、おお、役場の人間がしているじゃないかと、我々も出て行ってしようじゃないかという思いになるのですよ。口だけで、あの道に関しては、私どもは何の受益もしていないのですよ、はっきり言って。年2回、不法駐車の手がかりがあったでしょう。今でもまだありますが、迷惑しかないんですよ。当然、みんなはきれいにしようという思いはあるんですよ。思いはあっても、どういうふうにしていったらいいのか、それが暗中模索している中なのです。だから、行政がどうしたら本当にまちが美しくなる、道路がきれいになる、公園がきれいになるというようなイニシアティブを持たないことには、我々は協働のまちづくりだと言っても参画できないのですよ。議員がそんなことを言っているわけですから、一般市民はもっと冷たいですよ。大きい道ができたなら空き缶、空き瓶、プラスチックごみ、散乱性のごみ、そんなものばかりなのです。道路局のサツキ、あんなものでも原状回復になりますか。もう手遅れでしょう。久野部のロータリー、和田のロータリー、ポケットの何とか言われましたね。ああいう部分でもそうですよ。今手を入れておかないことには、あのサツキはだめになりますよ。北野小学校のあそこのグリーンの空間もそうです。行政が維持管理しているところがすべてそうなのです。私ども、市道に面したところで水田をしていますが、それは皆さんがやっぱり草刈りをしてはるのですよ。受益もしていないのに、市道部分ののり面を草刈りしてはるのですよ。そういう部分を、やっぱり皆さん見えていますか。市道やから、全部市が管理しろと言っているんじゃないのですよ。みんなが協力して市道ののり面をきれいにしているのですよ。ですから、市としてこれからどのようなイニシアティブをとられるのか、その辺をお聞きします。

以上です。

議長（田中栄太郎君） 教育部長。

教育部長（南喜代志君） ただいまの鈴木議員からのご指摘がございました件につきましては、今後早い時期に庭園機能を回復をさせまして、図書館並びにその敷地の庭園部分を含めまして適切な維持管理に努めてまいりますことを約束させていただきます。よろしくをお願いします。

議長（田中栄太郎君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） 鈴木議員のご質問にお答えしたいと思います。

ご趣旨は、管理しろという当たり前のことを言っているだけではなくて、そういうところから市民への広がりとか、まち全体がきれいになるということにつながるのではないかと。大事なところだからしっかりやるようにということだとお聞きしました。まさに、鈴木議員のおっしゃるとおりかと思います。ですので、もちろん、当たり前の管理という面ではしっかりやっていきたいと思ひますし、その点では、先ほど経費の話のご指摘がございましたけれども、お金をつければという話ではなくて、きちんと管理するときはしていくということは当然やっていきたいというふうと考えてございます。また、そのイニシアティブを持つということのお話がございました。これにつきましては、先ほども少し言及いたしましたけれども、市民の方々と相談しながらまとめました環境基本計画の中で、そういった啓発、普及、それからいろいろな活動の掘り起こしといったようなことも、かなりプロジェクトの形で掲げてございますので、そういったことを着実に進めていくということを通じて、より美しいまちになっていくということを目指して努力してまいりたいと思ひます。

以上でお答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 暫時休憩いたします。

（午前10時03分 休憩）

（午前10時24分 再開）

議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第16号、第23番、河野司君。

23番（河野 司君） 一般質問の最後の1人ということで、大変緊張をしてこの場に挑んでいるところでございます。理事者の皆様も、ひとつ最終ということで有終の美を飾っていただきたい意味で、前向きな、明快なご回答をお願いするものでございます。よろしくお願ひをいたします。

今回、2点の質問をさせていただくということで出させていただきます。まず1点目

は、野洲駅周辺の駐車場のあり方、これを問う。また、2点目におきましては、住民窓口サービスの充実ということで質問をさせていただきます。

まず、第1点目の駅周辺の駐車場のあり方。この問題、今現在、計画をされております野洲駅南口の有効土地利用という観点、また第1次総合発展計画、またマスタープラン、そしてまた野洲市の福祉計画等々にございますように、野洲駅周辺、公共の場という中で、福祉計画におきましてはユニバーサルデザインの理念に基づいた整備を行っていきたい。また、マスタープランにおきましても有効的な土地利用を図るために駅前周辺ということで商業、また利便性、また福祉的な観点から整備を進めていくという、このようにうたわれております。そういった中、確認の意味で問うわけでございますけれども、来年、20年ですけれども実施設計、また21年から工事に着手したいという今の野洲駅南口土地利用計画、これが策定をされているわけでございますけれども、これの現在の進捗状況これをまずお聞きをいたします。

それに伴いまして、駅前周辺ということで、今現況、切符を買われる方、また送迎の車両、そしてまた駅前の商店等々をご利用される市民の皆様、そして障がい者の皆様等々の一時駐車スペース、これをどのようにこの計画の中で取り組んでおられるのかということを確認をさせていただきたいと思えます。いずれにいたしましても、これからの、今の現在の車社会、ますます市として野洲駅を利用される皆様がふえてきているという中、大変駐車スペースの問題がこれから出てくると思うわけでございますけれども、他市でもありますように、ぼちぼち市営駐車場という考え方をもって、これはまた収益事業にもなります。そういった意味で土地利用を図る意味で、市営駐車場というものをどのように考えておられるのかお聞きをしたい、このように思えます。

第2点目の住民窓口サービスの充実ということでございますけれども、今の市民課などにおけます窓口サービス、その業務は職員さんの勤務時間内の範囲でとり行われているというのが現状であると思えます。しかしながら、私も聞くわけですが、通勤者、また通学者の皆様、特に朝早く出て夜遅く帰ってこられる勤務されている皆様に対して、やはり市役所に来てなかなか住民サービスが受けられないという皆様もたくさんおられるわけでございまして、やはりこれは市として、行政として、市民に平等なサービスの提供という観点からは問題があると思えます。こういった中、今の住民窓口サービスの現状と、そして今後の取り組み、サービスの向上を目指すという観点からお答えをいただきたいと思えます。

議長（田中栄太郎君） 都市建設部長。

都市建設部長（島村平治君） それでは、河野議員のご質問の1点目の野洲駅周辺の駐車場のあり方について、お答えをいたします。

現在、野洲駅南口の土地利用を図るべく、野洲駅南口駅前土地利用計画策定業務を17年度に終えまして、この基本計画をもとに今年度まちづくり交付金の活用に向け、都市再生整備計画の策定に着手したところでございます。これにつきましては、19年度中にこの都市再生整備計画の策定を行い、平成20年度にまちづくり交付金事業の事業採択を受け、その後実施設計に着手したい計画で進めたい考えであります。

次に、駐車場関係でございますが、野洲駅南口の駅前土地利用計画では、駅利用者の利便を図るべく、南口のロータリーの一部に乗降場とまた別に、一時駐車スペースとして障がい者用駐車スペースを含め、数台を設ける計画をしております。

また、雨天時における送迎者用の自家用車における渋滞緩和施策などにつきましては、この都市再生整備計画の実実施設計の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、駅前周辺の商店街等の利用者の一時駐車スペースや駐車場につきましては、おのこの商店の敷地内に駐車スペースを設けておられる商店もありますし、敷地内に駐車スペースを設けられない商店におきましては、月極めの駐車場を利用されるなど、おのこの商店で工夫をされております。あるいは、場合によっては、民営による24時間駐車場のご利用も考えられることから、新たな市営駐車場の設置は今のところ考えておりませんので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、お答えといたします。

議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（田中正二君） 河野議員の住民窓口サービスの充実について、お答えをさせていただきます。

市民課における主な住民窓口サービスといたしましては、戸籍及び住民票等各種証明書の発行事務と、住民基本台帳法に基づく市民の転入・転出等、住民異動届の受理事務の大きく2つに分けることができます。証明書の発行事務につきましては、住民票の写し、住民票記載事項証明、外国人登録原票記載事項証明または印鑑登録証明書が取得できるよう、本庁舎、分庁舎及び図書館に自動交付機を設置しております。本庁舎、分庁舎におきましては、年末年始を除く毎日の午前8時30分から午後5時15分まで、また図書館におきましては図書館の開館日に合わせまして午前10時から午後5時15分にご利用いただい

ているところでございます。一方、自動交付機では発行できない戸籍関係、住民異動内の転出証明等につきましては、郵送による請求にも応じております。しかし、近年働く市民がふえたことから、時間外延長については検討していくべき課題であると認識をしておりますが、例えば転入をされた場合、これらの異動が市民課のみならず、国保加入者であれば保険年金課というふうに関係課の事務と密接に関連していることから、全庁的な取り組みが必要でございます。今後、近隣の動向を踏まえ、関係課と協議を進めていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 河野司君。

23番（河野 司君） 最終の質問の割には、余りにも心といたしますか、そういう理念が入っておられない答弁だったと思いますが、大変残念な答弁だと思います。よって、再質問の中では、ひとつ適切な答弁をお願いをするものでございます。

まず、第1点目の市営駐車場のあり方、これをお聞きしました。今の部長の答弁、都市再生整備計画の中で、適切に、適正に対応をしていくということでもございましたし、身障者を含め、一時駐車スペースを数台準備をしていると、このような答弁でもございましたけれども、数台とおっしゃっても、数台というと2台ぐらいから9台ぐらいまでのことをいうのかなと思いますけれども、これは台数を言ってもらわないとわからない。今の野洲駅の市民の皆さんの利用状況から見て、適切な台数だと思いますけれども、一つ、これは何台か、身障者が何台かを明確にしていだかないとだめだと思います。

市営の駐車場は考えていないという答弁でもございましたけれども、野洲駅周辺ということで大変幅広い、やはり徒歩で周辺というと4、5分のところかなと思いますけれども、例えば野洲市役所の奥の駐車場、これは何年か前に整備をされました。これ、私たちが議会のときにはとめさせていただいております。しかし、あそこで百二、三十台とめられるスペースがあるわけですがけれども、100台ぐらいはいつもあいていますよ。これを今、野洲市としても大変いろんな面で見直していくという時期に、財政的にも大変困窮の中で、そのスペースが遊んでいるわけですね。これをやっぱり有効利用を図るという考え方を持ってもらわないとだめだと思うわけですがけれども、今現在、野洲市では職員さんに対して補助を出して、民間の駐車場を使っただいてという、これが今3年目ですか、たしかでございます。これは私も年間、当初800万ぐらいの補助金を出して対応するというものでしたけど、今現在の、18年度でも結構ですよ。1年間の実績、台数と補助金額等々、

教えていただきたいとこのように思います。

そして、今の窓口サービスの充実ということで、今の現況をお知らせいただいたというところでございますけれども、やはり時間外の皆様をどうするか、これから取り組んでいかなければならない課題だというふうに答弁を聞きましたけれども、よその市では、既に週1回、平日時間延長ということで取り組んでいる市もございます。守山市なんかは年度末、大変いろいろ来庁される、一番多い住民異動等々がございますので、そのときに、やはり終日、何日間か平日延長をして住民サービスをされているというところもございますし、そういった中、やはり課題だということでは、まだまだ先の話だというふうにとらえなければならない。早急にこれも検討して、改善をしていかなければならない問題だと思いますし、窓口業務という、今、市民課の方から答弁をいただいたわけですが、やっぱりそれだけでは市民に平等にサービスがいてないわけですね。税務課の問題もあるし、福祉課等々の問題もございますし、相談窓口、こういうことが本当に答弁の中にはございませんでしたけれども、やはり窓口というのは市の顔でございます。市の顔というと、今、前におられる市長の顔が思い浮かぶわけでございますけれども、やっぱり窓口の対応によって、その市がレベルと申しますか、どういう市かということ判断されるわけですよ。市民との信頼がそこで結ばれるか、また結ばれないか。窓口というのは、大変重要な位置でございますし、やはり信頼があれば、当然行政は進むと申しますか、そのまちはいいまちだというイメージになります。今のところ、市民の皆様にご聞きましますと、本庁者の窓口等々、かなり親切に、いい回答をいただいております。いい印象を私はいただいております。大変結構なことだと思いますけれども、やはりそれだけで甘んじてはだめだと思います。これから、やっぱりいろんな要望、当然市長のところにはいろんな市長への手紙とかいうものでいろいろ行っていると思いますけれども、よその市では、そういう窓口業務に対して市民の意見をいただくということで、アンケートをされている市もあるわけでございますし、そういうことで、もうちょっと市民のいろんな声をとる意味でも、私もアンケート、これは1カ月ぐらい実施されている市があるわけですが、そういう考えがあるのか、ないのか、これをされるか、私はしていただきたいと思うわけですが、アンケートで市民の声を聞く、評価をしていただくわけですね。窓口の評価をしていただく。こういうことを考えているわけですが、行政としてはどのように考えておられるか、これをお聞きをしておきたいと思っております。

また、市民課の答弁、自動交付機、これは図書館と本庁舎、分庁舎に置いているという

ことをございますけれども、これの利用度を私も知りたいと思いますけれども、この利用度も教えていただきたいと思います。そして時間延長、先ほども申し上げましたように、住民窓口サービス、時間延長をしてでも、やはり週に1回程度していただきたいという市民の要望もあるということをございますけれども、ちょっとその辺も再度、ご答弁いただきたいとこのように思います。

以上です。

議長（田中栄太郎君） 都市建設部長。

都市建設部長（島村平治君） 河野議員の駐車場の台数でございますが、今の計画では、一つは、今現在の乗降場として一般用の今現在の広場に設けておりますのが2台、それを5台ぐらい、そしてまた、障がいにつきましては現在は1台でございますが、それを2台、そしてまた、一時の駐車スペースということで、現在はございませんが、それを9台ぐらいの予定をしておりますが、これにつきましても先ほど回答いたしましたように都市再生整備計画、あるいはこの整備計画をつくるにあたりましては検討委員会等もあります。そうした中で話し合いながら、最終的な実施設計に向けて検討していきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、回答とさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） ただいまの河野議員のご質問にございました職員が民間の駐車場を借り上げている台数等についてでございますが、現在130台をお借りをしております、それに対して補助といたしますか、出しておりますのが年間490万円余りになります。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（田中正二君） それでは、河野議員の再質問にお答えさせていただきます。

他の市で月1回、守山市等が実施されているということで、早急な改善が必要ということで、守山市等も実施をされております。そこでの意見等、問題点、課題、これもいただいて、利用者の利用状況、そういうものを勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

それから、他の市町村の窓口の対応のアンケート、これにつきましては実施可能でござ

います。また、ほほえみ通信箱、そういうものの利用も現在取り入れております。しかしながら、市民の窓口として、やはり市民の意見等を改善する必要性があると思いますので、そういったアンケートをとることについては検討をしてみたいと思っております。

それから、自動交付機の利用状況につきましては、平成18年度で本庁舎利用者件数が1万1,581件、分庁舎が3,265件、図書館が914件でございます。1日平均では本庁舎が33件、それから分庁舎が10件、図書館が3件という状況になっております。ちなみに見てみますと、自動交付機の方に今現状、とれるものは住民票等3項目でございますけれども、そちらで十分満たしているではないかということで、今の現時点では現行の自動交付機によって求めるという方法が一番ベターではないのかなとこういう思いをしております。今後、時間外の延長につきましては、いわゆる対費用効果、あるいはコスト等、いろいろ計算しまして、今現在取り組んでいるわけなのですが、そういうものを拝借しながら、市民サービスのニーズをどういうふうに受けこたえていくかということで、自動交付機の拡充の方向なり、そういうものを検討してみたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

議長（田中栄太郎君） 河野司君。

23番（河野 司君） ただいま都市建設部長の方からの回答、台数を示していただきましたけれども、おおむね今の野洲市の現状としてはその程度かなと思っておりますけれども、当然、これ以上の努力をしていただきたい。それは努力目標ということで、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

あと、総務部長の方から答えていただきました実績の関係ですね。この奥の駐車場、ちょうど130台ほど、ここ、とめれるスペースだと思いますけど、ちょうどこの130台分、490万という、無理したらここで全部賄える、490万全然まるっぽ浮くということになりますね。それと、有料、私、市営駐車場という観点から申しますと、やはりここを市営駐車場にして、当然職員の皆さんもそうですし、一定の金額をいただいて運営をすれば、出すどころか利益が生まれるという発想だと思うのですが、この辺の考え方、どうですか、検討されているとは思いますが、今の財政のない、財政のないというこの中で、いろんな補助金もカットされている中ですね。例えば、うちの行畑の地藏祭り、今まで10万円いただいていた補助金を減らされて9万円になったとか、1万円減らせて、うちの自治会長はぼやいておられましたけどもね。これが現状なのですよ。やっぱり、何かバランス悪いですよ、物事の。市としての、行政のバランスが悪い。この辺、

やっぱり、絶対見直す必要があると思いますよ、これ。遊んでいるのです、今100台分は。この現状をどう思われているのか、今後どう対応されるのか、そしてまた見直しの考えがあるのかどうか、これだけ総務部長の方から再度お聞きをしたいと思います。これも約束をしてもらわなければならないと思いますけれどもね。

あと、住福部長の方ですけれども、自動交付機。利用状況を今聞きました。当然、本庁舎が一番多い1万千何ぼですか。分庁舎、図書館。図書館の利用が、言ったら少ない。費用対効果から見ると、どうかなというふうに思います。やはり、一番人の集まる駅前等々にこの交付機を、新設するか移動するかはあれですけれども、その辺、再度検討していただかなければならないと思いますね、これ。やはり、私は駅前にそういう自動交付機があればベターだと思います。それも、やはりこれからの時代ですので、納税証明とかそういうほかの戸籍上の関係の証明等々も、さっき答弁がありましたように、そういうのもあると思うのです、改良された機械は。いろんな法的にどうかわかりませんが、それも早急に検討していただいて、野洲市ですのでね。印鑑証明だけでは、住民票だけでは、ちょっとその機械の役割というのもなんですね。もっといいやつを、ひとつ考えていただきたいと、このように思いますし、その辺の考え方を再度お聞きをしたい。駅前の方に、やはり1つ必要ではないか、このように思います。何でしたら、図書館の分をとということで、住福部長の方には、そのことを再度ご返答いただきたいと思います。

最後に、これは最後の質問でございますけれども、締めくくりということでございますので、窓口業務の大切さというのは私は十分認識しておりますし、本市の市長として窓口業務の充実ということをどのような認識を持っておられるかお聞きをして、締めくくっていただきたい、このように思います。

以上です。

議長（田中栄太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 最後に市長ということですが、窓口業務の時間を延長しろとか、自動交付機を置けとか、いろいろおっしゃるんですが、一遍延長したことあるんですよ。木曜日、金曜日だったかな。期待以上にお客さんがなくて、やめたんです。そういうこともあるんですね。だから、それをしようと思うと、職員の勤務のローテーションもいろいろ組まないといけないということで。今、いろいろな面で市長への要望、手紙、いろいろもらっていますけど、そういう要望は余りないですね。延長しろということは。自動交付機というのは、確かにおっしゃるように戸籍関係が交付できないんです、今。住民登

録と印鑑証明。だから、そのことは、やっぱりこれから改革をして、自動交付機で交付できるようなことにしていきたい。先ほど聞いていますと、駅前に置けということなのですが、交付の実態からいけば、果たして必要なのか。あってもなくても便利さがあれば1日1通でも置いていたらいいじゃないかと、こういうふうに割り切るのか、その辺のことだと思うのですが、この前も協議会でお話しましたように、地域安全センターをあそこにつくろうということで、警察のOBの方にいてもらおうというようなことも考えているあの施設の中で、考えればそういうことも可能かなと思いますが、やるからには戸籍を交付できるような状態に持っていかないといけない。これは一つの懸案、課題だと思います。

先ほどから市営駐車場、市営駐車場とおっしゃっていただくんですが、現在、野洲駅では駐車場が不足しているということは聞いてないのと、これは民間ですけど、絶えず半分ぐらいあいていますし、これを市営の駐車場にしるというのは、ちょっとこれは市役所の全体の位置づけの中でつくったものですから、確かに職員に置かせないということになったから130、もう少し余っているので、おっしゃるように通勤手当を渡している、それをやめて、むしろここで今まで個人で負担していた平均3,000円ぐらい、6,000円ぐらい払っているんですかな。3,000円ぐらい交付している。3,000円ぐらいは自己負担になっていると。その3,000円を市にもらったら収入になる。確かに打算的な計算でもできるんですね。そういうことは、やっぱり必要に応じてやればいいなという、これは内部で検討させますけど、市営駐車場にしようという考えはございませんので、お断りしておきます。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（田中正二君） 河野議員の再々質問で、今、市長に答えていただいたとおりでございます。市民健康福祉部におきましても、厳しい財政状況の中、今後におきましてもさらなる行政改革を進めなければならないと思っております。このような状況の中でも知恵と工夫を凝らして、現有の自動交付機や人員を活用した中での市民サービスの充実を目指してまいりたいと。もう一方では、先ほど言われましたように自動交付機の利用が年々減少傾向にあります。そういった中で、新たに玄関口に設ける等、いろんな措置についてはそういった費用対効果の面もあわせながら、市民サービスのニーズに応じていきたいとこのように考えております。また、それと同時に自動交付機の中の戸籍と、全国では数件の事例がございます。そういうことも視野に入れながら取り組めるよう推進し

てまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（田中栄太郎君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 失礼いたしました。先ほど市長の方からお答えがありましたので、私の方は遠慮をさせていただいたわけですが、ご回答の方は同じことになります。市営駐車場ということにつきましては、民間の関係、それから民間の圧迫、それと現在の駅周辺の駐車状況等勘案いたしましても、市営駐車場としての利用は考えておりません。ただ、先ほど市長も申し上げましたように職員の利用につきましては考慮したいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 以上で通告による一般質問は終了いたしました。本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明15日から6月21日の7日間は休会といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中栄太郎君） ご異議なしと認めます。よって、明15日から6月21日の7日間は休会とすることに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る6月22日は午前9時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。（午前11時00分 散会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成19年6月14日

野洲市議会議長 田 中 栄太郎

署 名 議 員 荒 川 泰 宏

署 名 議 員 河 野 司